

# あなたの持家、どうしますか？

～空家にならないために～



裏面に  
相談先・連絡先を  
載せています



## ①売却する



建物・土地を売る

- ・物件を管理する手間がなくなる。
- ・売却に対する譲渡所得を得られる。

## ②賃貸する



建物を貸す

- ・物件を手放さなくてよい。
- ・賃貸に対する不動産所得を得られる。

## ③解体する



解体して土地を売る・貸す

- ・老朽化、劣化した建物は売却・賃貸が困難である。

## ④管理する



手間、維持費をかけて管理する

- ・草刈り、枝の剪定、立木の伐採など敷地内の管理。
- ・窓、壁、屋根、塀、擁壁など外観の点検補修。
- ・柱、はり、流し、トイレなど屋内の点検補修。



ご注意



空家を管理せずに放置していると、  
**固定資産税が高くなる**可能性があります。



筑紫野市 建設部 建築課 空家対策・建築計画担当

# 空家の相談先・連絡先

空家を売却したい  
空家を賃貸したい



## 空家総合相談窓口

公益社団法人  
福岡県宅地建物取引業協会 筑紫支部

TEL092-923-8948

受付時間 10:00~12:00/13:00~16:00  
月曜日~金曜日(水曜日・祝日除く)

※相談無料、仲介等は有料

空家を活用したい  
空家を処分したい  
相続について相談したい



## 福岡県空き家活用サポートセンター イエカツ

TEL092-726-6210

受付時間 9:00~17:00  
月曜日~金曜日(祝日除く)

空家を目視点検してもらいたい  
空家の草木を剪定してもらいたい



## 公益社団法人 筑紫野市シルバー人材センター

TEL092-919-7755

受付時間 8:30~17:00  
月曜日~金曜日(祝日除く)

空家について相談したい



## 筑紫野市 建設部 建築課 空家対策・建築計画担当

TEL092-923-1111 (内線523)

受付時間 8:30~17:00  
月曜日~金曜日(祝日除く)